

ひとり親家庭に対する支援

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】

自治体の窓口のワンストップ化の推進
子どもの居場所づくりや学習支援の充実
親の資格取得の支援の充実
児童扶養手当の機能の充実 など

児童虐待防止対策強化プロジェクト

児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

子育て世代包括支援センターの全国展開
児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
里親委託等の家庭的養護の推進
退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注)「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向

これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯 123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯 22.3万世帯)

母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等

母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円、平均年間収入(母自身の収入)は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

支援につながる

u 自治体窓口のワンストップ化の推進

生活を応援

- u 子どもの居場所づくり
- u 児童扶養手当の機能の充実
- u 養育費の確保支援
- u 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- u 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

学びを応援

- u 教育費負担の軽減
- u 子供の学習支援の充実
- u 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

仕事を応援

- u 就職に有利な資格の取得促進
- u ひとり親家庭の親の就労支援
- u ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- u 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

住まいを応援

u ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

社会全体で応援

- u 「子供の未来応援国民運動」の推進
- u 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

ワンストップ相談体制整備
窓口の愛称・ロゴマークの設定
相談窓口への誘導強化
携帯メールによる双方型支援
集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

地方自治体での弁護士による養育費相談
離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
高校生等奨学給付金事業の充実
大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
生活困窮世帯等の子供の学習支援の充実
地域未来塾の拡充
官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

SSWの配置拡充
訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

高等職業訓練促進給付金の充実
高等職業訓練促進資金貸付事業創設
自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

出張ハローワークの実施
マザーズハローワークでの支援
企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

求職者支援訓練における託児サービス
支援付き訓練コース等の創設
職業訓練におけるeラーニング
ジョブ・カードを活用した雇成型訓練の推進 等

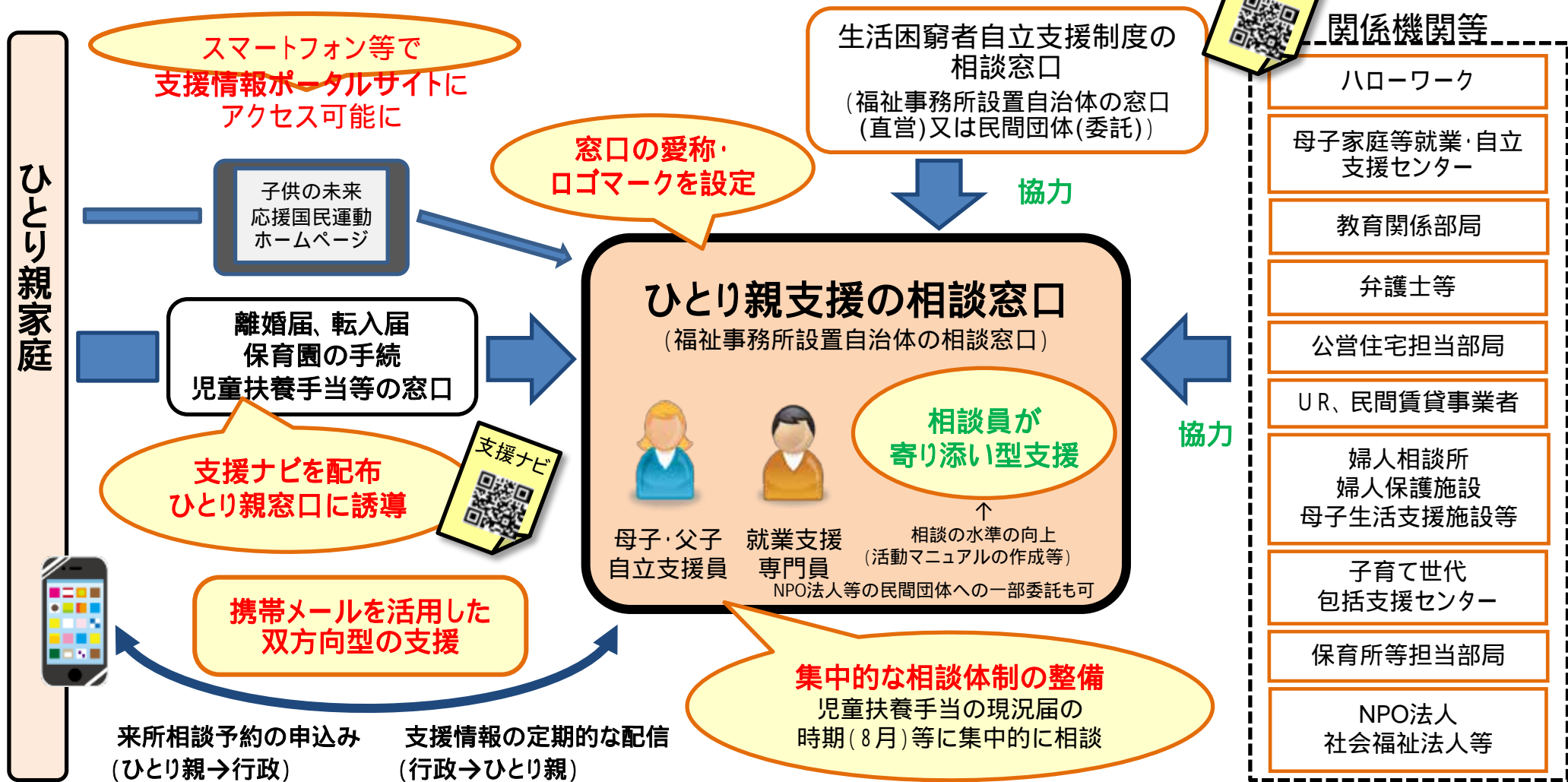
住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

平成28年度から実施

目的

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

及び の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて、 の支援を地域の実情に応じて実施する。

基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

学習習慣の定着等の学習支援

食事の提供



《 : 東京都世田谷区》



《 : 東京都江戸川区》



《 : 北九州市》

実施体制・実施方法

地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。

食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。

（食材費は、実費徴収可）

支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【28実績（延べ利用人数）】69,753人

<実施場所>

児童館、公民館、民家等



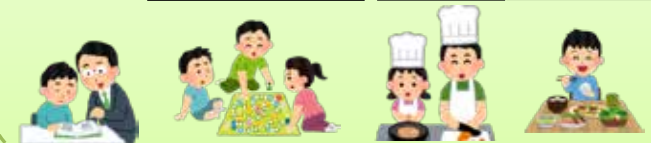
コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
（学生・教員OB等）

<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



自立支援教育訓練給付金

平成15年度に創設

目的

母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

実施主体の自治体の長が指定。

雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座
都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

《対象講座の例》 簿記検定試験、介護職員初任者研修、医療事務検定試験、Word文書処理技能検定試験 等

支給内容

雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者
対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円）（ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は支給しない。）
雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者（平成29年度より追加）
に定める額から一般教育訓練給付金の額（受講料の2割相当額 上限10万円）を差し引いた額

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3 / 4、都道府県等1 / 4

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

支給実績《平成28年度》

【支給件数】816件 【就職件数】637件

高等職業訓練促進給付金

平成15年度に創設

目的

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

対象資格

就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等

支給内容

【支給対象期間】修業する全期間（上限3年）

【支給額】月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大。（平成30年度より）

実施主体等

【創設】平成15年度

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【30予算額】母子家庭等対策総合支援事業（122億円）の内数

支給実績《平成28年度》

【総支給件数】7,110件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】2,475人（看護師934人、准看護師1,161人、保育士142人、介護福祉士61人など）

【就職者数】1,920人（看護師823人、准看護師782人、保育士119人、介護福祉士53人など）

マザーズハローワーク事業の概要

拠点

マザーズハローワーク(21箇所 [平成18年度より設置])

【マザーズハローワークでの相談の様子】

- ・ 子育て女性等()に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。

子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。



マザーズコーナー(178箇所 30年度新設箇所含む [平成19年度より設置])

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー(パソコン技能講習など)の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【キッズコーナー】



【授乳スペースのベビーベッド】



【保育所情報】



出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン

課題

生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、自治体からのハローワークへの送り出し(支援要請)が必要。

しかし、児童扶養手当受給者については、自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。

キャンペーン概要

8月の現況届にあわせた児童扶養手当受給者の生保事業への誘導の取組をキャンペーン化し、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と銘打ち、重点的な取組を展開する。

自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。

周知用チラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的に配布。

実施結果

- ・【平成28年度実績】臨時相談窓口の設置件数 610カ所
相談件数 4,298件
- ・生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）
：100市区（196拠点） 平成29年9月末時点

求職者支援制度の概要

国は、主に雇用保険を受給できない方(特定求職者)を対象に、求職者支援訓練を実施しています。主に雇用保険受給者を対象とする公共職業訓練とともに、求職者のセーフティネットとなる公的な職業訓練です。受講料は無料(テキスト代等は実費)で、要件を満たす方には職業訓練受講給付金も支給されます。ハローワークが訓練受講者ごとに支援計画を作成し、訓練実施機関と連携した就職支援を行います。

(1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方

(2)訓練期間:2~6か月

(3)給付金:職業訓練受講給付金

(受講期間中 月10万円+交通費・寄宿手当の支給(本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合に支給))

(4)訓練の種類

- ・基礎コース(社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を付与する訓練)
 - ・実践コース(就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する訓練)
- (コースの例) ・介護系(介護福祉サービス科等) ・情報系(Webクリエイター養成科等)
・医療事務系(医療・調剤事務科等) 等



(5)実施機関:民間教育訓練機関等

- ・訓練実施機関は、厚生労働大臣が認定

(具体的な認定事務は、訓練内容、就職実績等に関する要件に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施)

- ・訓練実施機関に対しては、訓練の運営費等として奨励金を支給

<基礎コース> 受講者数に応じた定額制(6万円/人月)

<実践コース> 訓練修了者の就職率に応じ奨励金の額に差を設け、効果的な訓練と就職支援へのインセンティブを高めている(5~7万円/人月)

この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

(6)根拠法:求職者支援法 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)(平成23年10月施行)

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

平成30年度予算額 468億円（662億円）

厚生労働省

概要

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下記の金額を支給対象期（6ヶ月）毎に支給する。

対象労働者	短時間労働者以外			短時間労働者		
	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額
高齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等	60万円 （50万円）	1年 （1年）	30万円 × 2期 （25万円 × 2期）	40万円 （30万円）	1年 （1年）	20万円 × 2期 （15万円 × 2期）
身体・知的障害者	120万円 （50万円）	2年 （1年）	30万円 × 4期 （25万円 × 2期）	80万円 （30万円）	2年 （1年）	20万円 × 4期 （15万円 × 2期）
重度障害者等 （重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者）	240万円 （100万円）	3年 （1年6ヶ月）	40万円 × 6期 （33万円 × 3期） 第3期の支給額は34万円			

「短時間労働者」とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、「短時間労働者以外」とは30時間以上の労働者をいう
支給対象期は、雇入れ日直後の賃金締切日の翌日を起点に6ヶ月ごとに設定
（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間

対象労働者

高齢者（60歳以上の者）、母子家庭の母等、父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者）
身体障害者、知的障害者、精神障害者 等
雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る。

対象事業主

対象労働者をハローワーク等の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められる雇用保険適用事業所の事業主。

対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）している場合など、一定の要件に該当しないことが必要。

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

平成30年度予算額 23.6億円(37.8億円)

概要

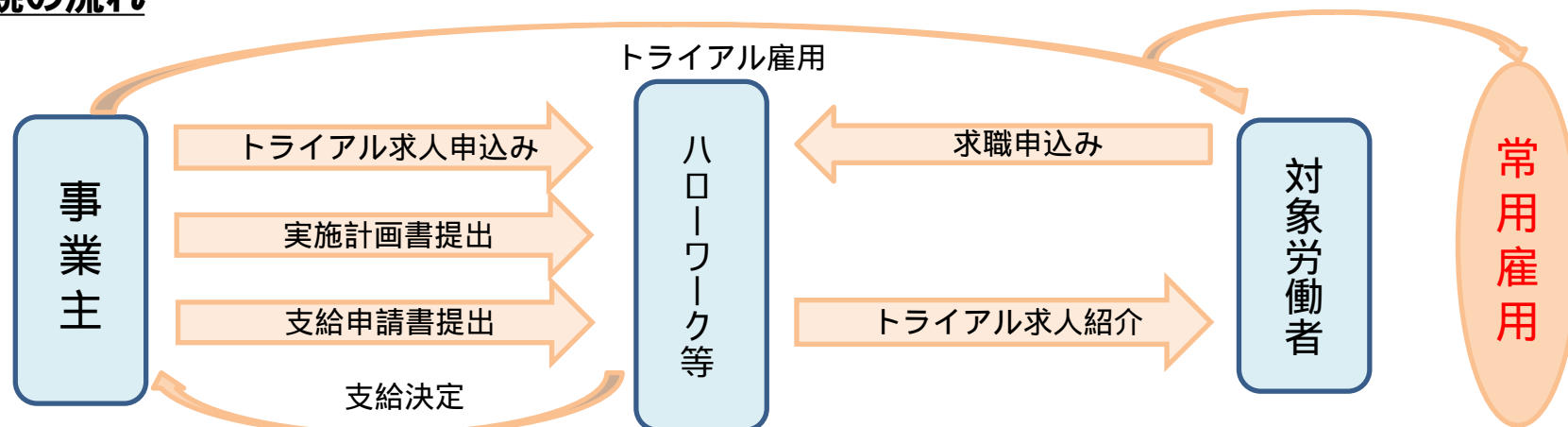
職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に一定期間(原則3か月)試用雇用する事業主に対して助成する制度。

助成内容等

対象労働者	支給額
就労経験のない職業に就くことを希望する者 学校卒業後3年以内、かつ卒業後安定した職業に就いていない者 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 離職している期間が1年超の者 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 特別の配慮を要する者(生活保護受給者等)	月額4万円

対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定企業の事業主が若年者(35歳未満)を雇用する場合は、月額5万円。
ハローワーク、職業紹介事業者等(助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要)の紹介が必要。
母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の第2期の併用が可能。

手続の流れ



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

平成27年度から実施

目的

ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

対象者

ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。

ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。

ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容・実施主体等

受講修了時給付金

受講費用の2割（上限10万円）

合格時給付金

受講費用の4割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

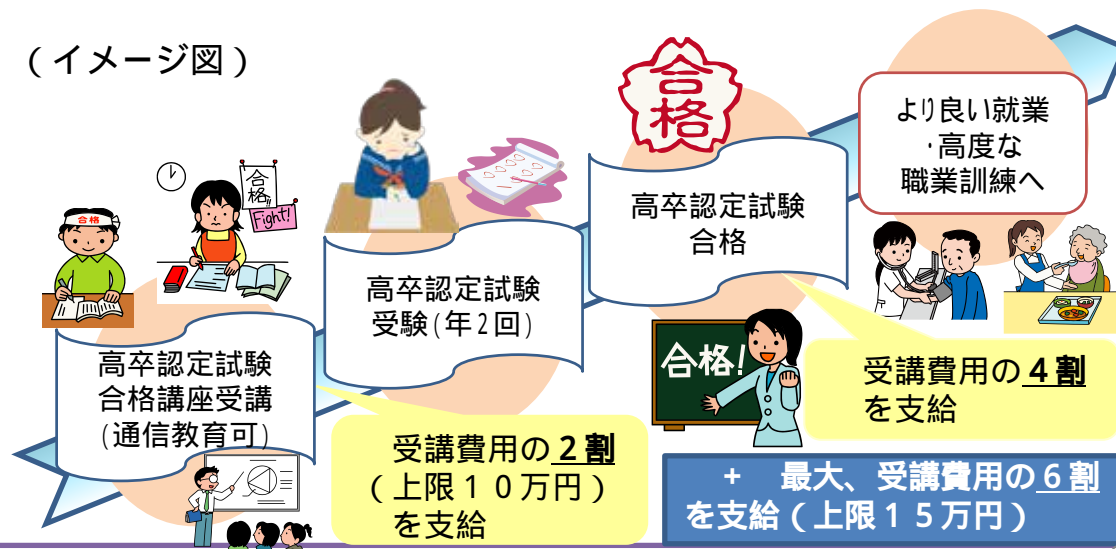
【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

【28事業実施自治体数】204自治体

【28支給実績】事前相談：164人 支給者数：28人

（イメージ図）



養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

養育費の取決め率の増	(母子家庭) 約43%	(父子家庭) 約21%	→	ひとり親家庭の生活の安定
養育費の受給率の増	約24%	約3%		ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

養育費相談支援センター設置の趣旨

夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
ホームページへの掲載、パンフレット等の作成

地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施

母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援

母子家庭等からの電話、メールによる相談対応

・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108

・メール相談：info@youikuhi.or.jp

〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00

水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）平成29年度実績：・相談延べ件数：7,780件、・研修等の実施：84回

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

母子家庭等就業・自立支援センター

リーフレット等による情報提供
養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
母子家庭等への講習会の開催
弁護士による法律相談（平成28年度から）

（参考）平成28年度実績

都道府県	指定都市	中核市	合計
47か所	20か所	45か所	112か所

・うち養育費相談実施か所数：83か所
養育費専門相談員による相談延べ件数：5,716件
養育費専門相談員の設置：45か所、99人

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

目的

母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業内容

養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や、リーフレット等による情報提供、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、講演会の開催等を実施する。

弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

実施体制・実施方法

養育費相談においては、養育費の取り決めを促進する観点から、養育費相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施する。

また、平日夜間・土日祝日や、DV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。

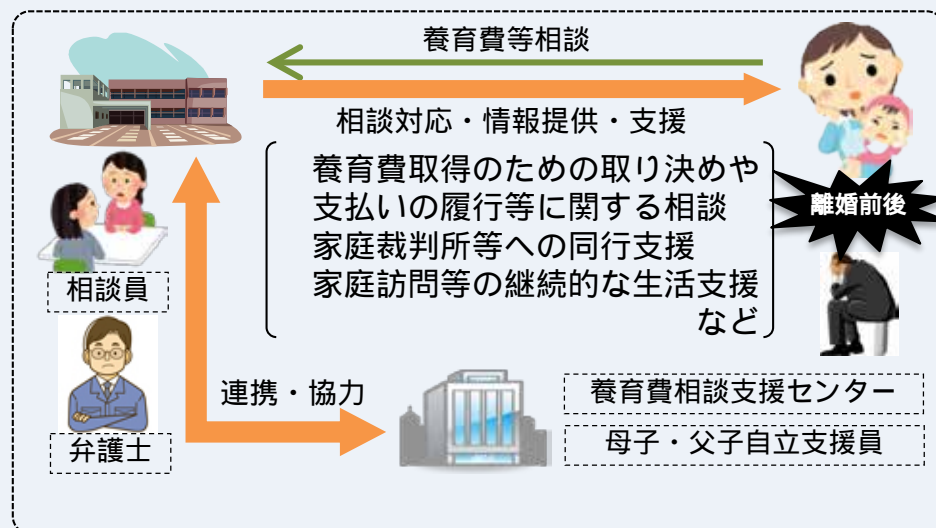
弁護士相談は、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題にも応じる。

生活支援においては、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談などの継続的な生活支援を行うとともに、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図る。

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数



面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

平成24年度から実施

目的

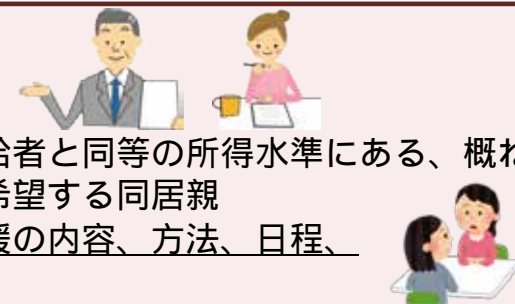
平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。

面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
支援の対象

- ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

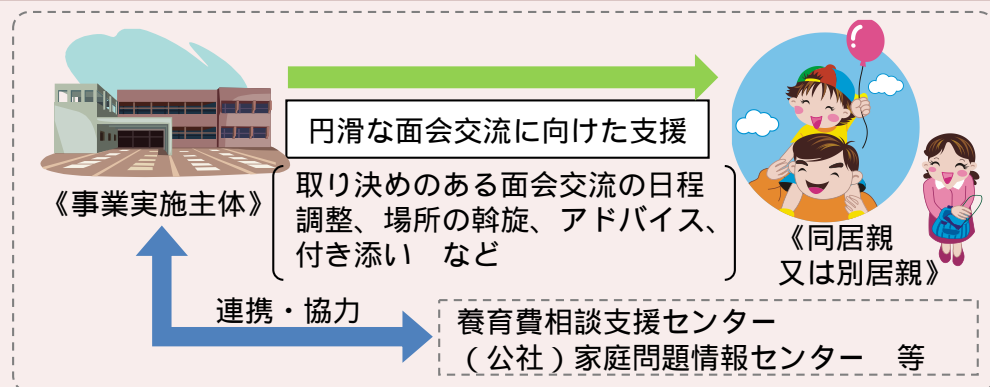


実施体制・実施方法

援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間

支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う

必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可



【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【30予算】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数

	26年度	27年度	28年度
実施自治体数	3自治体	5自治体	8自治体（*）
相談件数	300件	602件	742件
支援実世帯数	23世帯	21世帯	55世帯

*千葉県、東京都、熊本県、静岡市、浜松市、北九州市、高松市、明石市

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成30年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,500円	一部支給：42,490円から10,030円まで
・児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,040円	一部支給：10,030円から5,020円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,020円	一部支給：6,010円から3,010円まで

5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・全部支給（2人世帯） 160万円
- ・一部支給（2人世帯） 365万円

6. 受給状況

・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

7. 予算額（国庫負担分） [30年度予算] 1,710.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当所得制限限度額の引上げについて

概要

全部支給所得制限限度額を130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。

扶養親族等の数が2人の場合：171.7万円から215.7万円、3人の場合：227.1万円から270万円

2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施。

見直しにより、一部支給から全部支給となる者は約15万人、一部支給額が増額される者は約40万人（平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果に基づく推計）。

2018年度（平成30年度）予算

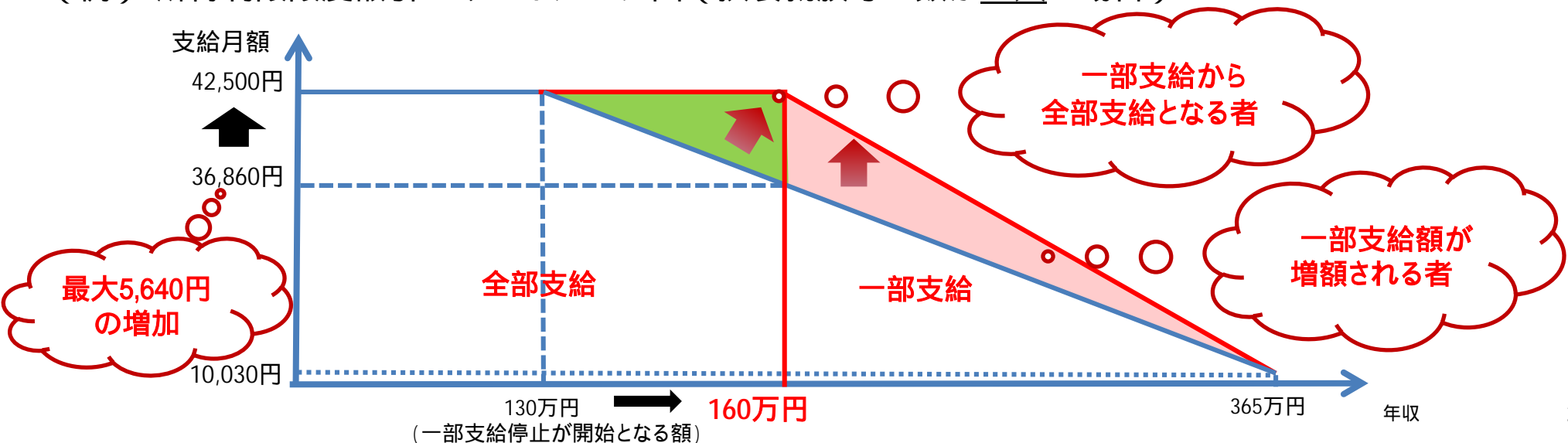
国費：1,711億円（対前年度 72.6億円） 地方：3,423億円 事業費：5,134億円

うち、所得制限限度額引上げによる所要額（4か月分）

国費：14.8億円 地方：29.7億円 事業費：44.5億円

（平年度化した場合 国費：44.5億円 地方：89.0億円 事業費：133.5億円）

（例）所得制限限度額引上げのイメージ図（扶養親族等の数が1人の場合）



児童扶養手当の支払回数の見直し

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

< 現行 >

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月



< 見直し後 >

奇数月の支払に変更

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払		2020年1月支払		3月支払		
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

< 参考 > 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

< 参考 > 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日) 抜粋

児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）

寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金（計12種類）30年度より、について貸付対象に大学院を追加。

貸付条件等

利子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【30予算】31.9億円

貸付実績《平成28年度》

母子福祉資金：172億3,578万円（33,133件）
父子福祉資金：4億8,617万円（1,086件）
寡婦福祉資金：3億7,950万円（570件）

貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

概要

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

1. 子ども関係

事業等名	適用内容
子どものための教育・保育給付交付金（ 1 ）	利用者負担額の決定
高等職業訓練促進給付金	給付額の決定
ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用料の決定
児童入所施設措置費等	徴収額の決定
未熟児養育医療費給付事業	徴収額の決定
結核児童療育給付事業	徴収額の決定
児童手当（ 1 ）	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
児童扶養手当（ 2 ）	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法

（ 1 ）内閣府予算に計上

（ 2 ）養育者及び扶養義務者

2. 障害関係

事業等名	適用内容
特別児童扶養手当等給付諸費	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
障害者自立支援給付費負担金（自立支援給付費）	利用者負担額の決定
障害者自立支援給付費負担金（補装具費）	利用者負担額の決定
障害児入所給付費等負担金	利用者負担額の決定
障害児入所医療費等負担金	利用者負担額の決定
障害者医療費負担金	自立支援医療の支給対象者とする市町村民税額の算定方法 利用者負担額の決定
精神障害者措置入院費等	利用者負担額の決定

3. 健康関係

事業等名	適用内容
難病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	自己負担額の決定
肝炎治療特別促進事業	自己負担額の決定
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業	自己負担額の決定
感染症医療費負担金	自己負担額の決定
結核医療費負担金	自己負担額の決定
訪問介護利用被爆者助成事業	適用対象者の決定
ハンセン病療養所退所者給与金	給与金月額 の決定
特定配偶者等支援金（ハンセン）	支援金月額 の決定

実施方法 政令又は通知等の改正により、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を実施。
実施時期 各事業等の適用内容の実施時期を予定（平成30年6月～9月）。

生活困窮家庭の子どもに対する自立支援

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第44号)の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進

- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
- ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2 2/3)
都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進

医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化

単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月,8月,12月）から年6回（1月,3月,5月,7月,9月,11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1.(2)(3)は平成31年4月1日、2.(1)は公布日、2.(2)は平成33年1月1日、2.(3)は平成32年4月1日、3.は平成31年9月1日 等）

平成31年11月支払いより適用

子どもの学習支援事業の強化

子どもの学習支援事業の強化

- 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習支援・生活支援事業」として強化。
 - 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



生活保護世帯の子どもへの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもへの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもへの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

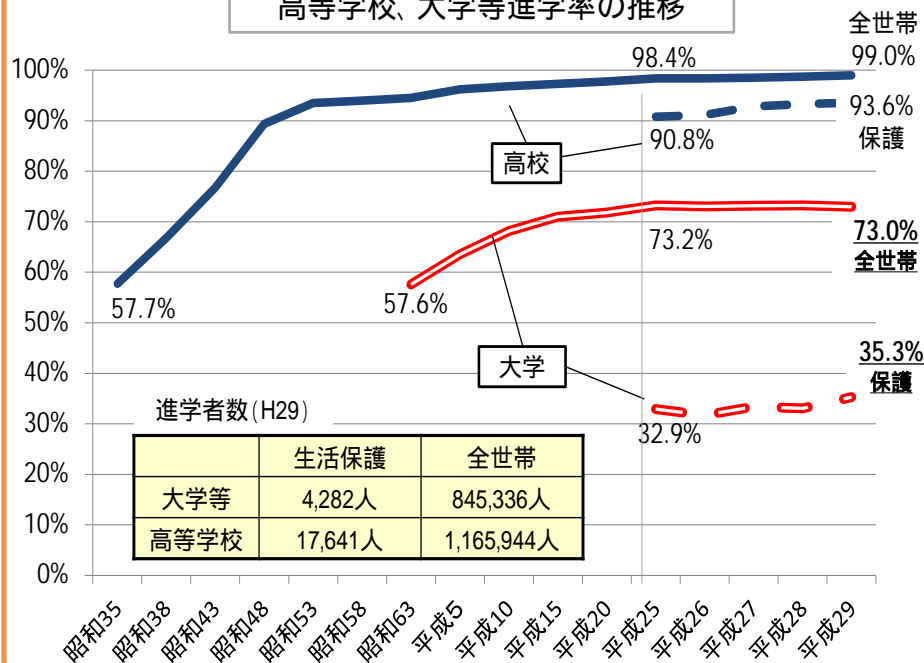
大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。

高等学校、大学等進学率の推移



東京都23区(1級地の1)母と子2人の3人世帯における第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

自立相談支援事業

対個人

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

対地域

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

右記は、法に規定する支援()を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援()があることに留意

